

# マンガで わかる

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が  
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 制度の特長

#### 1 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、  
課税対象所得から控除できます。

#### 2 受取り時も**税制メリット**

共済金の受取りは、一括の場合は「退職所得扱い」、  
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時  
などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の  
差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページをご覧ください

小規模共済

検索



# 退職後のゆとりある 生活を応援します

「小規模企業共済制度」は、小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足した制度です。小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社等の役員の方が、将来事業をやめられる場合や退任される場合に備え、資金を準備しておくための共済制度で、いわば「**経営者の退職金制度**」といえるものです。

本制度には、税法上の優遇措置が設けられており、納付した掛金の全額を課税対象となる所得から控除することができます。また、将来受け取る共済金等は退職所得扱い（一括受取り）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。その他にも、納付した掛金の範囲内で、簡易迅速に事業資金等の貸付けを受けることができます。

本制度を利用することで、節税しながら**ゆとりある老後**に備えることができます。









ほんとうに  
安心・確実なの?

小規模企業共済制度は、法律(小規模企業共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

この制度に  
加入できる人は?

- 小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。
  - 常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除く)サービス業、商業では5人以下)の個人事業主および会社の役員
  - 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
  - 常時使用する従業員が20人以下であつて、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
  - 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
  - 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)
- ※ 共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。
- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」





※1 「課税される所得金額」とはその年の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。  
<http://www.smlf.go.jp/skyosai/simulation/>

■所得税の確定申告書(B様式の場合)

所得から差	医療費控除	(11)	
	社会保険料控除	(12)	
	小規模企業共済等掛金控除	(13)	360000
	生命保険料控除	(14)	
	地震保険料控除	(15)	

掛金金額36万円(3万円×12カ月)  
 課税所得金額400万円であれば  
**109,500円の節税!**

毎月の掛金はどのくらいなの?

掛金月額額は千円〜7万円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額額は増額・減額ができます。

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

(1年以内の前納掛金も同様です)

掛金は税法上どんなメリットがあるの?





**共済金の  
税法上の取扱いは？**

共済金の受取りは、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。税法上、「一括受取り」による共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

**事業資金も  
借り入れできるの？**

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます（担保・保証人は不要）。

**【貸付けの種類】**

一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け

**共済金の  
受給権は？**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は、差押禁止債権として保護されます。



◎ 掛金月額が10,000円の場合 例え、掛金月額を30,000円として試算するとき、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。  
 ※2 A-B-準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。  
 ※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

◎ 掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。  
 ※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。  
 ※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/)

◎ 共済金等の受取り

共済地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業の廃止(※1) (注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。</li> <li>◎個人事業主の死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4)</li> <li>◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4)</li> </ul>
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業の廃業に伴う共同経営者の退任(※2) (注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。</li> <li>◎共済契約者の死亡</li> <li>◎共同経営者の疾病又は負傷による退任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった</li> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)</li> </ul>
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合は除きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3)</li> <li>◎会社等役員の死亡</li> <li>◎高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く)</li> </ul>

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、共済事由が異なります。  
 ※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、共済事由が異なります。  
 ※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、共済事由が異なります。  
 ※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、共済事由が異なります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く。)



制度の詳しい内容については  
「小規模企業共済制度のしおり」を  
ご用意しています。

なお、資料請求については、  
中小機構ホームページもしくは  
お電話で承っております。

#### 中小機構ホームページのご案内

中小企業基盤整備機構のホームページで、共済に関するよくあるご質問や手続きの流れについてご確認いただけます。

小規模共済

検索



<http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

#### お電話でのお問い合わせはこちらまで

共済相談室 **050-5541-7171**

受付時間：平日9:00～18:00

平成28年6月までは、以下のとおり実施しております。

平日 9:00～19:00 土曜 10:00～15:00

#### 加入の申込みは？

- 商工会 ■ 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■ 金融機関の本支店など

中小企業ビジネス支援情報満載のウェブサイト

「J-Net21」<http://j-net21.smrj.go.jp>



中小企業と地域振興を  
もっとサポート

**中小機構**

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です